

社会福祉法人三条福祉会 一ノ門わくわく保育園 平成30年度 保育の内容に関する全体的な計画

平成30年4月1日現在

<p>事業の目的</p>	<p>心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児期の教育・保育を行うほか、保育所保育指針に掲げる目標が達成されるよう教育を行うことを目的とします。</p>			<p>保育理念(事業運営方針)</p>	<p>子どもたちがわくわくして園に集い、兄弟のように生活し豊かな体験を重ね、お互い切磋琢磨しながら、子ども中心に親も職員もみんなで育ち、育て合う社会福祉施設としてのサービスを提供していく。</p>					
<p>保育方針</p>	<p>●一人一人の子どもの心に寄り添い、思いや願いを受けとめる。 ●生活リズムを大切に、健康、安全で情緒の安定した生活や自己を十分に発揮できる環境を整える。 ●一人一人の発達過程に応じた保育を進めていく。 ●子ども相互の関係作りや互いに尊重する心を大切に、集団における活動を効果あるように援助する。 ●子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を創意工夫し作り上げ、豊かな体験を通して、育ちあえるようにする。 ●それぞれの親子関係や家庭生活に配慮しながら適切に援助する。</p>			<p>園の保育目標</p>	<p>○元気いっぱい遊ぶ子ども ○思いやりのある子ども ○あいさつのできる子ども ○ありがとうが言える子ども</p>					
<p>子どもの保育目標 (保育目標・保育の内容ともに年間指導計画の基礎事項・年間指導計画・行事のねらいは別紙)</p>		<p>乳児 生理的欲求を満たし生活リズムをつかむ</p>	<p>3歳児</p>	<p>身近な仲間や自然等の環境と積極的にに関わり、意欲を持って活動する</p>	<p>保育時間など</p>	<p>2・3号認定/標準認定7:00~18:00 短時間認定8:30~16:30 延長保育時間 標準認定18:00~19:00 土曜保育7:00~18:00(事前申込申請者に限る)</p>				
<p>1歳児 行動範囲を広げ探索活動を盛んにする</p>		<p>4歳児</p>	<p>信頼感を深め、仲間とともに感情豊かな表現をする</p>		<p>主な行事(日常の節目としての行事設定)</p>			<p>入園式/お祝いパーティー/避難訓練/誕生会(試食会)/食育巡回指導/発育測定/内科健診/歯科健診/社会見学/リトミック/自由保育参観/春の遠足/こどもの日/個人懇談会/人形劇観劇/登山/七夕/プール開き/夕涼み会/集まれ!年生/すいか割り/プール参観/子育て講演会/祖父母ご招待/運動会/芋ほり遠足/年中児参観/作品展/七五三/老人福祉施設訪問/発表会/クリスマスコンサート/園玉飾り/冬の園外保育/豆まき会/ひなまつり/お茶会/進級・お別れパーティー/卒園式</p>		
<p>保育所保育に関する基本原則/役割目標</p>	<p>保育の方法/環境</p>	<p>保育所の社会的責任</p>	<p>養護に関する基本的事項</p>	<p>保育の計画と評価</p>	<p>幼児教育を行う施設として共有すべき事項</p>		<p>◎小学校との連携(接続)</p>			
<p>児童福祉法に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、健全な心身の発達を図る。保育に関する専門性を有する職員が、養護及び教育を一体的に行う。保護者支援及び地域の子育て支援等を行う。</p>	<p>健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を整え、一人一人の発達過程に応じ、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育する。保護者を理解し適切に援助する。</p>	<p>人権に配慮する。子どもの人格を尊重し保育を行う。地域社会との交流や連携を図り、保育の内容を適切に説明する。個人情報等を適切に取り扱う。保護者の苦情解決を図るよう努める。</p>	<p>養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わり。保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行う。養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育を展開する。</p>	<p>保育の目標を達成するため、方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえた保育の内容が組織的・計画的に構成され総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成する。これに基づき指導計画、保健計画、食育計画等を作成する。保育士等の自己評価、保育所の自己評価を行い、公表し、保育内容の改善を図る。</p>	<p>生涯にわたる生きる力の基礎を培うため、保育の目標を踏まえ、資質・能力の3本の柱を一体的に育むよう努める。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、ねらい及び内容に基づく保育活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿であり、保育士等が指導を行う際に考慮する。</p>		<p>保育所保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う。育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教師との意見交換、研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなどして、保育所保育と小学校教育との円滑な接続に努める。子どもに関する情報共有に関して、就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにする。</p>			
<p>■保育の目標</p>	<p>ア 子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う。 (ア) 生命の保持及び情緒の安定を図る (イ) 心身の健康の基礎を培う (ウ) 愛情と信頼感、人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う (エ) 生命、自然及び社会への興味や関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培う (オ) 言葉への興味や関心を育て、言葉の豊かさを養う (カ) 豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培う</p>			<p>イ 入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たる。</p>		<p>◎小学校以上の連携に鑑みて</p>				
<p>■養護(保育士が行う事項)</p>	<p>乳児 ●生理的欲求の充実を図る ●応答的な触れ合い ●情緒的な絆の形成</p>	<p>1歳児(満1歳より) ●生活リズムの形成を促す ●温かなやり取りによる心の安定</p>	<p>2歳児 ●適度な運動と休息の充足 ●自我の育ちへの受容と共感</p>	<p>3歳児 ●健康的な生活習慣の形成 ●主体性の育成</p>	<p>4歳児 ●運動と休息のバランスと調和を図る ●自己肯定感の確立と他者の受容</p>	<p>5歳児 ●健康・安全への意識の向上 ●心身の調和と安定により自信を持つ</p>	<p>育みたい資質・能力は小学校以上の個別の「知識や技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」につながるものである。また、この資質・能力を実現するためにアクティブ・ラーニングを用いる。</p>			
<p>◎ねらい及び内容並びに配慮事項(養護と教育は一体となって展開されることに留意)</p>										
<p>◎教育 (園児が環境に関わって経験する事項) ※乳児は3つの視点、幼児は5つの領域で区分されている。(基本的事項を十分に参照) ※指針では乳児と満1歳に区分されているので、満1歳を迎えた場合は1歳児の5領域を参照。 ※子どもの発達や成長の援助をねらいとした活動の時間については、意識的に保育の計画等に位置付けて、実施する。なお、活動の時間については、保護者の就労状況等に応じて子どもが保育所で過ごす時間がそれぞれ異なることに留意して設定する。</p>	<p>(乳児) 3つの視点 乳児 ●身体機能の発達 ●食事睡眠等の生活のリズム感覚の芽生え</p>	<p>(満1-3歳未満児) 5領域 1歳児(満1歳より) ●歩行の確立による行動範囲の拡大 ●排泄の確立 ●運動、指先の機能の発達</p>	<p>2歳児 ●周囲の人への興味、関心の広がり ●自己主張の表出 ●友達との関わりが増大</p>	<p>(3-5歳児) 5領域 3歳児 ●意欲的な活動 ●基本的な生活習慣の確立</p>	<p>4歳児 ●健康への関心 ●体全体の協調運動</p>	<p>5歳児 ●健康増進とさらなる挑戦への意欲</p>	<p>●幼児期の終わりまでに育ってほしい姿10項目</p>	<p>●教育・保育において育みたい資質・能力の3本の柱</p>		
<p>★健康支援/状態把握・増進・疾病対応</p>	<p>★食育の推進(食育計画別紙)</p>	<p>★環境及び衛生管理並びに安全管理(危機管理計画別紙)</p>	<p>★災害への備え(避難計画等別紙)</p>	<p>◆子育て支援(子育て支援計画別紙)</p>	<p>△職員の資質向上(研修計画別紙)</p>					
<p>●健康及び発育発達状態の定期的、継続的な把握 ●年2回の嘱託医による健康診断(内科・歯科) ●登園時及び保育中の状態観察、また異常が認められたときの適切な対応 ●フッ化物洗口 ●3歳以上児尿検査 ●年1回職員健康診断及び毎月の検便(調理員・調乳担当者・主任・未満時担当月2回・他職員月1回)</p>	<p>5領域との相関性を構築する。 ●栄養バランスを考えた自園給食の提供 ●食育活動の実施 ●行事食の提供 ●菜園作りの実施 ●親子クッキングの実施(5歳児) ●給食試食会(誕生会)の実施 ●食育巡回指導</p>	<p>●施設内外の設備、用具等の清掃及び消毒等、安全管理及び自主点検 ●子ども及び職員の清潔保持 ●感染予防対策指針の作成と実施及び保護者との情報共有 ●三条市環境課生活安全・交通係による安全教室 ●酸性電解水噴霧器の常設 ●外部業者による害虫駆除月1回 ●防犯カメラ3か所設置 ●ヒヤリハットの報告・検討会</p>	<p>●避難訓練(火災、地震、大雪・風水害・不審者対応)の実施(毎月) ●消防署視察 ●消火訓練の実施 ●被災時における対応と備蓄 ※年2回外部業者による消防設備点検 ●緊急メールによる対応</p>	<p>教育及び児童福祉としての保育並びに子育て支援の有機的な連携が図られ、子どもの成長に気付き、子育ての喜びが感じられるよう子育て支援に努める。</p>	<p>質の高い保育を展開するため、一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努める。保育所職員に求められる専門性を理解し、保育の質の向上に向けた組織的な取り組みを行う。職場研修、外部研修など体系的な研修計画を作成し、結果を活用する。</p>					
<p>情報公開等</p>	<p>●人権尊重 ●虐待確認保護 ●個人情報保護 ●苦情処理解決対応及び第三者委員、運営協議会設置 ●適切な園運営のための会計事務所による外部監査 ●ホームページの開設 ●給食試食会</p>			<p>特色ある教育と保育</p>	<p>●五感を使って遊ぶ保育(見る、聴く、触る、嗅ぐ、味わう) ●子どもの考えを引き出し、思考力や言葉等を育む保育 ●様々な体験を重ねて情操を育む保育 ●多角的知的能力を育む3歳以上児保育(リトミック、体育遊びなど) ●絵本・音楽・身体を通じた表現活動</p>					
<p>自己評価等</p>	<p>●法人施設による適切な施設運営管理の評価 ●保育所の評価(全体の反省による全体計画等の反映) ●保育士等の評価(自己評価と子どもの評価の確立) ●危機管理マニュアル、安全管理マニュアルの作成、習得</p>			<p>研修計画</p>	<p>●保育指針対応の園外・園内研修の継続 ●姉妹園との合同研修会 ●姉妹園との年齢別部会 ●講師を招いての園内研修 ●研修報告会 ●園外研修への計画的な参加(県外研修、乳児保育研修、地域子育て支援研修等含む) ●処遇改善</p>					
<p>保育所保育指針の各章とマークの対応 第1章=■ 第2章=◎ 第3章=★ 第4章=◆ 第5章=△</p>										